

**平成30年度全国高等学校総合体育大会
各務原市実行委員会 売店等運営要項**

1 趣 旨

平成30年度全国高等学校総合体育大会各務原市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が、平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下、「大会」という。）競技種別大会において会場区域内に設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものである。

2 売店を設置する競技会場及び設置期間

競技種目	売店設置競技会場	設置期間
ホッケー競技	川崎重工ホッケースタジアム	7月28日（土）～8月1日（水）

3 施設等の使用許可

実行委員会は、競技会場区域内に売店等を設置しようとするときは、競技会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）の使用許可を受けるものとする。

4 出店申請

売店等の出店を希望する者は、出店申請書（様式第1号）に関係書類（添付書類1～3）を添えて実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

5 出店者の選定

出店者の選定にあたっては、地元の出店者を優先することとし、次の事項に留意するものとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) 平成30年度全国高等学校総合体育大会岐阜県開催基本方針に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと。
- (3) その他、実行委員会が特に認めること。

6 出店許可

実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、設置を許可する者（以下「出店者」という。）を選定し、関係書類を審査し、出店許可書（様式第2号）を交付するものとする。

7 販売品目

売店等において販売を認める品目は、原則として次によるものとする。

(1) 食品

原則として売店で調理、加工を行わない次に揚げる食品で、食品衛生法等の法令に基づいて製造され、容器包装等により衛生的措置が取られたもの。ただし、(公財)全国高

等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

ア パン類、菓子類及びアイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、安全性が高く、衛生的に包装されたもの。

イ 飲料水類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りで衛生的なもの。

ただし清涼飲料等については、(公財)全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している大塚製薬株式会社製品に限定するが、果汁 100%飲料、乳飲料、氷菓子、地元産品として岐阜県内のみで店頭販売されているお茶及びジュースは例外とする。

ウ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

エ 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、常温で保存性のあるもの。

(2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

(3) スポーツ用品、記念バッチ類

(4) その他、大会参加者及び一般観覧者等にとって必要と思われるもの。

8 食品の販売

(1) 食品を販売する売店の出店を許可するにあたっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、所轄の保健所と協議するものとする。

(2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所の許可を受け、その許可証の写しを実行委員会に提出するとともに、売店にはその許可証を掲示しなければならない。

(3) 食品衛生関係法令等により、届出を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所へ届出をし、受理印が押された届出書の写しを実行委員会へ提出するとともに、売店にはその届出書を掲示しなければならない。

(4) 食品の販売における食品衛生対策については、平成30年度全国高等学校総合体育大会岐阜県食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

(5) 実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を大会開催前までに、所轄の保健所に提出するものとする。

(6) 食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合は、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

9 出店場所及び売店の規模

出店場所は、実行委員会が指定し、原則、出店者につきテント1張り（3.6m×5.4m）とする。ただし実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

10 出店期間

実行委員会が指定する期間とする。

11 出店時間

売店等の出店時間は、原則として競技開始1時間前から終了後1時間までとする。ただし、実行委員会は、競技の特性または業務の実績に応じて出店時間を調整できるものとする。

12 経費負担

原則として売店設置、運営、警備、撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

13 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業または団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、出店許可書（様式第2号）を提示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み等の販売行為は行わないこと。
- (5) 拡声器や音響機器類は使用しないこと。
- (6) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (7) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (8) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任により行うこと。また、販売に伴う廃棄物等は、当日中に持ち帰るなど、常に環境美化に努めること。
- (9) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸しまたは売店等の管理運営を委託しないこと。
- (10) 接客にあたっては、節度ある行動をとること。
- (11) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (12) 出店者及び出店従事者が次のいずれにも該当しないこと、及び次のイからキまでに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (13) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、実行委員会の指示に従う

こと。

- (14) 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は原則認めない。
- (15) 商品及びテントの管理は、出店者の責任とする。
- (16) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず、危険回避のために退去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (17) 実行委員会の判断により大会の運営上等やむを得ず、一時販売中止命令を出した場合にはその指示に従うこと。
- (18) 上記（16）（17）により発生した損害について、実行委員会は補償を一切行わない。
- (19) 委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

14 許可の取り消し

実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、または大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

15 損害賠償

出店者が施設等または第三者に損害を加えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

16 原状回復

出店者が施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、または出店許可期間が経過したときは、速やかに原状を回復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

17 事故等の処理

売店等において事故等が発生したときは、出店者は直ちに実行委員会に連絡するとともに、その指示に従い処理にあたるものとする。

18 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対して、実行委員会は一切その責を負わない。

19 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月24日から施行する。